



# 公益社団法人 日本武術太極拳連盟

JAPAN WUSHU TAIJIQUAN FEDERATION

〒132-0025 東京都江戸川区松江1-9-15  
TEL 03-6231-4911 FAX 03-6231-4955  
1-9-15, Matsue, Edogawa-ku, Tokyo JAPAN  
http://www.jwtf.or.jp/ E-mail: jwtf@jwtf.or.jp

文発第3692号  
2019年9月5日

都道府県連盟代表 各位

公益社団法人日本武術太極拳連盟  
ジュニア普及



## 2019年度(第20期)長拳公認普及指導員認定事業 実施要綱・関係書類送付の件

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

標記の件につき、下記の書類を同封してご案内申し上げます。

- 1) 実施要綱(2部)
- 2) 「実施申請書」<書式1>(1部)
- 3) 「受講・受験申請書」<書式2>(2部=複写して使用)
- 4) 「受験申請者一覧表」<書式3>(1部)

本事業は、日本連盟ジュニア普及委員会が認定委員を委嘱・派遣し、実施されます。

認定委員は、2002年度から2018年度に実施された長拳公認B・C級認定事業で資格を取得したB級指導員のなかから選出し、一会場に2名を派遣します。

2009年度より条件を下記のように変更しています。

要綱1p-2. 実施内容:新たに、カンフー体操1・2 入門長拳 の分解号令法試験を追加して行なう。

(2008年度までは号令法の講習会のみ。)

要綱1p-3. 参加資格:都道府県連盟が推薦する、長拳技能検定**3級**以上の資格を有する者。

(2019年度前期までに、3級に合格、登録している者)

(2008年度までは4級以上。)

要綱1p-4. 年齢制限:

認定実施日を基準として、満15歳以上であること。この年齢に満たない者は、受講・受験する事はできない。(2008年度までは18歳以上。)

長拳の普及に長期的な視野から取り組んでいただくことが、各地における武術太極拳の将来の発展を支える非常に重要な鍵となります。同封の実施要綱を御参照のうえ、各都道府県におかれましては長拳公認普及指導員の養成に積極的にお取り組みいただき、養成講習会・認定試験の実施を企画していただくようお願いいたします。

敬具

同封書類: 都道府県連盟= 1) ~ 4)